若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ① キャリアアップ助成金 ② 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金） ③ トライアル雇用助成金 ④ 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
5	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、平成30年８月10日現在（期間5年以内）：中小企業事業1.16%、国民生活事業1.81%です。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL310401開若02

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【 認定基準 】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が１人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近３事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が１人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※１　少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※２　正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※３　直近３事業年度の採用者数が３人または４人の場合は、離職者数が１人以下であれば、可とします。

※４　有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という３つの条件を満たす休暇について、労働者１人あたり５日を上限として加算することができます。

※５　男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業)を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。

※６　３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。

※７　離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

【 認定マークについて 】

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。「０００００年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受けることになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのかがマークから分かります。



【 認定に当たっての注意点 】

＜事業年度末に認定申請を行う事業主の方へ＞

認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要がありますので、要件確認のため、事業年度終了後１カ月以内に確認書類を提出していただいております。

《例》**事業年度が３月末の事業主の方が３月に認定を受けた場合**
⇒⇒ **新事業年度が開始した４月に改めて確認書類の提出が必要**

【 若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について 】

ユースエール認定企業になると、若者の採用・育成を支援する関係助成金について、下記のような加算措置が受けられます。各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧いただくか、各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金　検索

１．キャリアアップ助成金（正社員化コース）
認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、１人当たり最大72万円のところ、12万円を加算し84万円を支給します。
※支給額は企業規模や生産性の向上が認められる場合などにより異なります。

２．人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）
認定企業が「特定訓練コース」を活用した場合、経費助成率を60%から75%に引き上げます。
※助成率は企業規模などにより異なります。

３．トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大４万円のところ、５万円を支給します（最長３カ月間）。

４．特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース、旧三年以内既卒者等採用定着奨励金)
認定企業が、学校等の既卒者や中退者（以下、「既卒者等」という。）が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、既卒者等を新卒枠で採用後一定期間定着させた場合、１人当たり最大80万円のところ、10万円を加算し90万円を支給します。
※支給額は企業規模などにより異なります。

【 若者雇用促進総合サイトのご案内 】

「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業の情報を掲載しているサイトです。また上記以外の企業でも本サイトに職場情報を掲載することが可能です。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。



若者雇用促進総合サイト　検索

【岡山労働局管内のユースエール認定企業 １８社（令和元年６月３日現在）】

岡山大鵬薬品株式会社	（備前市久々井1775-1）
セメダインケミカル株式会社	（加賀郡吉備中央町西152-7）
有限会社ケア・ワン	（倉敷市船穂町船穂1953-1）
医療法人たくふう会	（岡山市中区中島70-1）
津山瓦斯株式会社	（津山市林田町92）
瀬戸内部品株式会社	（加賀郡吉備中央町竹荘935-1）
株式会社合同セラミックス	（備前市伊部936）
株式会社ＫＵＮＰＵケア	（倉敷市児島下の町7-1-39）
にいみ清掃株式会社	（新見市高尾2304-1）
山陽環境開発株式会社	（新見市高尾2304-1）
システムエンジニア合同会社	（美作市湯郷604-7）
日本キャスタブル工業株式会社	（備前市三石573）
トマトビジネス株式会社	（岡山市北区番町2-3-4）
医療法人東浩会［石川病院］	（津山市川崎554-5）
水島合金鉄株式会社	（倉敷市水島川崎通1-1）
合資会社浅越機械製作所	（岡山市南区妹尾216）
中山石灰工業株式会社	（真庭市宮地２５２２）
社会福祉法人吉備健生会	（加賀郡吉備中央町上竹７５３）

このリーフレットに関するお問い合わせ先

「ユースエール認定制度」について、ご不明な点がございましたら、
最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

岡山公共職業安定所	〒700-0971	岡山市北区野田1-1-20	086-241-3713
津山公共職業安定所	〒708-8609	津山市山下9-6	0868-35-2675
美作出張所	〒707-0041	美作市林野67-2	0868-72-1351
倉敷中央公共職業安定所	〒710-0834	倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
総社出張所	〒719-1131	総社市中央3-15-111	0866-92-6001
児島出張所	〒711-0912	倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
玉野公共職業安定所	〒706-0002	玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
和気公共職業安定所	〒709-0451	和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
備前出張所	〒705-0022	備前市東片上227	0869-64-2340
高梁公共職業安定所	〒716-0047	高梁市段町1004-13	0866-22-2291
新見出張所	〒718-0003	新見市高尾2379-1	0867-72-3151
笠岡公共職業安定所	〒714-0081	笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
西大寺公共職業安定所	〒704-8103	岡山市東区河本町325-4	086-942-3212

（低利融資の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください。）

岡山支店　〒700-0904　岡山市北区柳町1-1-27　国民生活事業　086-225-0011

岡山支店　〒700-0904　岡山市北区柳町1-1-27　中小企業事業　086-222-7666